

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

新潟市人事委員会



新人委第456号

平成30年10月15日

新潟市議会議長 永井 武弘 様

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせてその改定
について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 勧告実施の要請	8

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	9
2 働き方改革と勤務環境の整備	10
3 高齢期の雇用の在り方	13
4 公務員倫理の確保	14
5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保	15

別記 平成30年人事院の報告及び勧告並びに意見の申出の概要	16
-------------------------------	----

別紙第2 勧告 21

<資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-32
第3 月例給の比較方法	資-47
第4 生計費・労働経済指標	資-49

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 30 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,806 人で、平均年齢は 43.1 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 345,985 円、扶養手当 7,866 円、地域手当 10,848 円、住居手当 5,195 円、管理職手当 5,334 円、その他の手当 2,908 円の合計 378,136 円（昨年 380,858 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-31 頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 440 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 102 事業所について、「平成 30 年職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する 76 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についてもあわせて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 96.1%，調査実人員は 4,198 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 29.2%（昨年 31.6%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 7.5%（同 12.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%（同 0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		29.2	7.5	0.0	63.3
課長級		27.0	6.9	0.0	66.1

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.9%(同89.3%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が34.0%(同20.7%)、減額となっている事業所の割合は2.9%(同6.9%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		94.2	91.9	34.0	2.9	55.0	2.3	5.8
課長級		87.2	84.9	25.2	2.9	56.8	2.3	12.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-35～資-43頁)のとおりである。

(4) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.1%(昨年33.9%)、高校卒で9.8%(同9.4%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で194,907円(同197,193円)、高校卒で164,512円(同159,734円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-44頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 11,865 円（昨年 10,935 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 23,316 円（同 21,176 円）となっている。

[資料編 第 16 表（資-45 頁） 参照]

(I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額 of 4.45 月分（昨年 4.40 月分）に相当している。

[資料編 第 18 表（資-46 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあつては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月決まって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-47 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 1,262 円（0.36%）下回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
356,239 円	354,977 円	1,262 円

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
 3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.40 月）は、民間における特別給の支給割合（4.45 月）を 0.05 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.7% 上昇している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では 157,310 円、3人世帯では 200,720 円、4人世帯では 244,110 円となっている。

[資料編 第4 生計費・労働経済指標（資-49～資-51 頁） 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年 8 月 10 日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに、あわせて定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は、別記（16～20 頁）のとおりである。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成 29 年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表

(一)の適用職員の給料額（基本給）を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、99.0（政令指定都市平均 99.9）となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成27年	平成28年	平成29年
99.1 (18)	99.2 (18)	99.0 (18)

(注) ()内は政令指定都市20都市中の順位

5 本年の給与の改定

本市職員の給与等を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を1,262円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(1,262円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

イ 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.05月分引上げることとした。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。改定にあたっては、民間の初任給との間に差が生じていることを踏まえ、

初任給を 2,400 円引上げ，若年層についても 1,800 円程度の改定とする。
 その他については，800 円の引上げを基本とする。

なお，再任用職員の俸給月額についても，再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても，一般俸給表との均衡を基本に，俸給月額の引上げ改定を行う。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について，医療職俸給表（1）を引上げ改定することを考慮し，手当額の引上げを行う。

エ 期末・勤勉手当

支給月数を 0.05 月分引上げ，4.45 月分とする。支給月数の引上げ分は，民間の特別給の支給状況や人事院勧告を踏まえつつ，勤務成績に応じた給与を推進するため，勤勉手当に配分する。

本年度については，12 月期の勤勉手当を引上げることとし，平成 31 年度以降の配分については，勤勉手当とともに，期末手当についても 6 月期と 12 月期が均等になるように配分する。また，再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても上記の改定内容を踏まえて改定する。

第 5 表 本市職員の平成 30 年 12 月以降の期末手当・勤勉手当の支給月数

支給期 ・手当 職員	平成 30 年 12 月		平成 31 年 6 月		平成 31 年 12 月	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.375 月	0.95 月	1.30 月	0.925 月	1.30 月	0.925 月
特定幹部職員	1.175 月	1.15 月	1.10 月	1.125 月	1.10 月	1.125 月

オ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う。

(3) 改定の実施時期等

前記 5 (2) ア・イの各俸給表、ウの初任給調整手当の改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、エの期末・勤勉手当については、本年 12 月期の同手当から実施する必要がある。

このほか、オの宿日直手当については、人事院勧告を踏まえ、本年 4 月に遡及して実施することが適当である。

6 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、ホームページや採用説明会を通して本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。本年度からは、これまでパソコンのみ可能だった職員採用試験の電子申請をスマートフォンまで拡大し、受験者の利便性向上に努めたほか、民間併願者やUIJターン対象者への働きかけとして、首都圏での採用説明会を引き続き実施した。

しかしながら、採用人数が最も多い一般行政職の受験者数は、昨年度を下回る結果となった。この状況は本市だけでなく、他の多くの自治体でも見られ、民間企業の採用意欲の高まりが要因の一つと考えられる。公務を取り巻く厳しい状況の下、少子化に伴い受験年齢人口が減少することから、今後も採用環境は厳しいことが予想される。

本委員会においては、高い意欲を持つ受験希望者を多く確保するため、市内だけでなく市外における広報活動を充実させ、本市で働くことのやりがいや業務に関する情報を伝える機会を積極的に増やしていく。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、試験方法の検討も重要であることから、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の資質等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

行政課題が年々複雑化・高度化する状況において、組織の活力を維持し、公務の質を高めることが求められている。そのためには、市民の立場で考え、共感することができる感受性と高い専門性を身に付けた職員の育成が必要となる。

本市では、重要な行政課題に対応する専門性の高い職員の育成を目的にフラチャイズ制に基づいた人事制度を推進しており、専門能力の開発を重視した人事異動の観点から専門分野を、また住民との協働による地域づくりの観点からエリア（区）を職員が自ら登録する制度を設けている。

将来を見据えた計画的な人材育成という観点から、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置を進めることが重要である。任命権者においては、階層別研修や職場研修など職員の能力向上の機会充実に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法の改正により、本市の人事評価制度は、人材育成に加え、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものと考えられる。

任命権者においては、人事評価制度を職員の納得が得られるものとして定着させ、適正に運用するため、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが適切に図られるよう十分な配慮を行うとともに、人事評価制度を通じ職員の能力の伸長が図られるよう、人材育成への活用に向けた取組を進める必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成 28 年 4 月に策定された「新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の中で、女性職員の活躍の推進に向け、職域拡

大・計画的育成とキャリア形成支援，家庭と仕事の両立等を取組項目として掲げている。

ア 女性職員の登用

職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援としては，女性管理職の配置状況について目標を設定している。

現状，管理職に占める女性の割合は年々増加しており，これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き，女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

イ 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには，仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう，ワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。

行動計画において，平成 32 年 3 月 31 日までを計画期間とし，男性職員の育児休業取得率 5%及び子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率 100%を目指し，職員への制度の周知，職場の理解・支援等に取り組んでいるところである。昨年度の育児休業取得率は 5.8%と目標は達成しているものの，2 年連続で減少している。また，子育て目的の特別休暇は，配偶者出産休暇の取得率が 79.1%（平成 28 年度 90.1%），育児参加休暇の取得率が 63.9%（同年度 77.9%）と，平成 28 年度に比べ減少している。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには，職員及び職場の意識改革が必要である。今後更に制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み，男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は，職員の心身の健康保持，ワーク・ライフ・バランス，

士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

超過勤務時間の上限規制については、本年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、時間外労働の上限等が定められた。それを踏まえ、人事院は本年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、国家公務員についても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとし、原則として月45時間かつ年360時間等に設定すると言及している。

本市では、超過勤務縮減のため、事前命令や定時退庁推進日の徹底等全庁的な取組を継続的に行っているほか、昨年度から所属ごとの超過勤務時間の上限目標の設定、管理職の退勤管理、午後10時以降に退庁した職員がいる所属に理由を求めるなど新たな取組も実施されている。

本市職員の直近3カ年の超過勤務時間数の実績を見ると、全部局の職員1人当たり月平均超過勤務時間数、月100時間以上の超過勤務を行っている職員数はいずれも減少傾向にあるものの、法律で規定された上限規制を踏まえると、より一層の改善が必要である。

任命権者においては、事業の廃止を含めた業務の見直しや合理化を更に進め、効率的な業務執行体制の構築や業務量に見合った人員配置を行うこと等、超過勤務の縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

加えて、超過勤務縮減の基礎となる適正な勤務時間の把握について、ほとんどの職場においては、管理職による現場確認や職員からの自己申告によるものとなっているのが現状である。昨年1月に厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、任命権者においては、客観的な記録を基礎とした勤務時間の把握に向け検討されたい。

また、近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化が問題視されている。

本市では、市立学校園に昨年4月より出退勤管理システムを導入し、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、ワーキングチーム会議等により多忙化解消について検討を重ねた。本年3月には「第2次多忙化解消行動計画」

を策定，その中で，具体的な指標とそれを実行するための学校園及び教育委員会での取組を示しており，今後は，その進捗状況と効果を注視したい。

また，長時間勤務の要因の一つである，部活動の指導については，「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン【H30年度版】」が策定され，適切な練習時間・休養日の設定についての基本的な考え方や指導の在り方などが示された。生徒の多様な体験の充実，健全な成長を促しながらも，教職員の勤務負担が軽減されるよう，部活動の見直しを行い，効率的かつ効果的な指導・運営体制を構築する必要がある。

質の高い教育活動を行うためには，教職員が心身ともに健康であることが不可欠であり，学校における働き方改革は急務である。学校園と教育委員会が一体となり，更には保護者・地域からの協力を得ながら，教職員の多忙化の解消に向け実効性のある取組が行われることを望む。

(3) メンタルヘルス対策

社会環境や職場環境が大きく変貌し，新たなストレス要因が加わるなど，職員を取り巻く情勢が変化しており，本市においても，メンタルヘルス不調による療養を必要とする職員が増加する傾向にある。

任命権者においては，こころの健康相談窓口を設け，臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図っている他，療養中の職員に対しては，リワーク研修センターの利用を通じ職員の職場復帰を支援していることから，職場復帰に向けた取組については一定の成果が認められるところである。

メンタルヘルスについては，一朝一夕に問題を解決することは困難ではあるが，その予防や再発防止に向けた一層の取組を行うとともに，相談窓口の充実や職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

3 高齢期の雇用の在り方

少子高齢化が急速に進展し，若年労働力人口の減少が続くことにより，働く

意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことは、社会全体の課題となっている。

公務においても、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくために、60歳を超える職員の能力及び経験が不可欠となっており、人事院は、本年の給与勧告にあわせて行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の中で、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとした。これにより採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保されるとともに、雇用と年金の接続も確実に図られるとしており、あわせて、定年引上げに関する具体的な措置として、役職定年制の導入と60歳超の職員の年間給与水準等についても具体的な考えが示された。

本市においては、平成20年度から運用が開始された再任用制度が定着し、職員数も年々増加している。公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせ、雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き制度を運用していく必要がある。

増加する再任用職員の技能・ノウハウを活用するポストを確保する一方、若手職員を安定的・計画的に確保し、組織の新陳代謝を図ることも課題である。

今後も、高齢層職員の雇用を含めた、組織全体としての人事管理の在り方について検討を進めるとともに、地方公務員の定年引上げを想定し、引き続き国の動向を注視していくことが必要である。

4 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっても、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について繰返し述べてきたところであるが、昨年も悪質な事案が発生するなど憂慮すべき事態である。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組んでい

く必要がある。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、業務手順や職場の管理体制を改めて見直す必要がある。

不祥事への厳正な対応と再発防止措置を講じるため、本市においては、昨年4月から独自の基準が設けられた懲戒処分の指針の運用が開始された。

任命権者においては、懲戒処分の指針を職員に十分に周知し、引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

昨年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、平成32年4月から会計年度任用職員制度が導入される。

これにより、これまでの臨時・非常勤職員に係る制度運用が抜本的に見直され、職員の任用や勤務条件等が大きく変わる事となる。任命権者においては、法の趣旨を踏まえ制度を円滑に導入するため、計画的かつ適切に準備を進める必要がある。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策的に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・ 1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・ 1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上、職員が年 5 日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職俸給表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 308,600 円とすること。

イ 宿日直手当

勤務 1 回にかかる支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,400 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 に相当する時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 6,600 円、11,100 円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成 30 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員にあっては、0.475 月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員にあっては、0.575 月分）とすること。

(イ) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分（再任用職員あつては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.45 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.55 月分）とすること。

2 新潟市教育職員給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 2 のとおり改定すること。

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の特定任期付職員に適用される俸給表を別記第 3 のとおり、第 3 条任期付職員に適用される俸給表を別記第 4 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第6のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

5 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1(2)ウ(ア)、3(2)ア、4(2)アについては平成30年12月1日から、1(2)ウ(イ)、3(2)イ、4(2)イについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第1

一般俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額 円								
	1	143,900	194,000	230,000	263,000	288,900	319,100	362,600	407,400	458,600
	2	145,000	195,800	231,600	264,900	291,100	321,300	365,200	409,800	461,600
	3	146,200	197,600	233,200	266,700	293,400	323,600	367,600	412,300	464,700
	4	147,300	199,400	234,800	268,800	295,600	325,800	370,200	414,700	467,700
	5	148,400	200,900	236,200	270,600	297,400	327,900	372,200	416,700	470,500
	6	149,500	202,700	237,900	272,600	299,700	329,900	374,700	419,000	473,400
	7	150,700	204,500	239,500	274,400	301,900	332,100	377,100	421,200	476,400
	8	151,800	206,300	241,100	276,500	304,100	334,200	379,600	423,500	479,500
	9	152,900	207,900	242,300	278,500	306,000	336,200	381,700	425,500	482,400
	10	154,300	209,700	243,800	280,600	308,300	338,300	384,400	427,700	485,300
	11	155,600	211,500	245,400	282,600	310,500	340,400	386,900	429,900	488,300
	12	156,900	213,300	246,800	284,600	312,800	342,600	389,600	432,100	491,300
	13	158,200	214,700	248,300	286,500	314,700	344,200	392,000	434,000	493,900
	14	159,700	216,500	249,800	288,600	316,900	346,300	394,300	436,000	496,200
	15	161,200	218,200	251,100	290,700	319,100	348,200	396,500	437,900	498,400
	16	162,800	220,000	252,500	292,600	321,200	350,300	398,900	439,900	500,600
	17	164,100	221,700	254,000	294,500	323,100	352,000	400,700	441,800	502,800
	18	165,600	223,400	255,600	296,500	325,100	354,000	402,800	443,500	504,200
	19	167,100	225,100	257,300	298,600	327,100	356,000	404,600	445,300	505,500
	20	168,600	226,700	259,100	300,600	329,100	357,800	406,700	447,000	506,800
	21	170,000	228,000	260,600	302,400	330,700	359,600	408,500	448,600	507,900
	22	172,700	229,700	262,400	304,500	332,800	361,400	410,300	450,000	509,300
	23	175,300	231,400	264,000	306,500	334,800	363,400	412,300	451,500	510,600
	24	177,900	233,000	265,800	308,600	336,900	365,400	414,200	452,900	511,900
	25	180,600	234,100	267,700	310,300	338,300	367,300	416,100	454,400	513,000
	26	182,300	235,600	269,500	312,400	340,300	369,300	417,700	455,700	514,200
	27	184,000	237,000	271,400	314,300	342,200	371,200	419,200	457,100	515,300
	28	185,700	238,300	273,100	316,400	344,200	373,200	420,800	458,300	516,500
	29	187,200	239,600	274,900	318,000	345,800	374,800	422,400	459,200	517,400
	30	188,900	240,800	276,700	320,000	347,600	376,600	423,600	459,900	518,300
	31	190,700	241,800	278,600	322,100	349,500	378,300	424,900	460,700	519,000
	32	192,400	243,000	280,400	324,100	351,400	380,100	426,200	461,400	519,900
	33	194,000	244,300	281,800	325,600	353,100	381,600	427,300	461,900	520,600
	34	195,400	245,400	283,700	327,600	354,900	383,200	428,400	462,700	521,500
	35	196,900	246,600	285,600	329,600	356,600	384,700	429,700	463,200	522,300
	36	198,400	247,900	287,400	331,700	358,300	386,400	430,900	463,900	523,200
	37	199,700	248,700	288,900	333,200	359,800	388,000	432,200	464,500	524,100
	38	201,000	250,200	290,600	335,200	361,100	389,200	433,000	465,200	525,000
	39	202,200	251,500	292,400	337,200	362,400	390,300	433,800	465,600	525,900
	40	203,500	253,000	294,200	339,100	363,900	391,500	434,700	466,100	526,700
	41	204,800	254,400	295,700	340,900	365,200	392,600	435,100	466,800	527,600
	42	206,100	255,700	297,400	342,800	366,200	393,800	435,900	467,200	
	43	207,400	257,100	298,900	344,600	367,400	394,800	436,600	467,700	
	44	208,700	258,400	300,500	346,500	368,600	395,900	437,300	468,200	
	45	209,800	259,600	302,000	347,900	369,400	396,800	437,900	468,700	
	46	211,100	260,900	303,700	349,500	370,300	397,300	438,700		
	47	212,400	262,300	305,300	351,000	371,100	398,000	439,300		
	48	213,700	263,600	307,000	352,500	372,000	398,600	440,000		
	49	214,800	264,700	308,100	354,000	373,000	399,300	440,500		
	50	215,900	265,800	309,600	355,100	373,800	399,900	441,200		
	51	216,900	267,100	311,200	356,200	374,600	400,500	441,600		
	52	218,000	268,400	312,800	357,300	375,300	401,100	442,200		
	53	219,100	269,300	314,100	358,200	376,100	401,700	442,600		
	54	220,100	270,500	315,700	359,300	376,700	402,400	443,200		
	55	221,000	271,800	317,300	360,200	377,400	403,100	443,800		
	56	222,000	273,100	318,800	361,200	378,100	403,700	444,400		

再任 用職 員以 外の 職員	57	222,400	274,000	320,300	362,100	378,700	404,100	444,800
	58	223,300	275,000	321,500	362,800	379,200	404,800	445,200
	59	224,100	275,900	322,700	363,500	379,700	405,400	445,700
	60	224,900	277,000	323,800	364,200	380,400	406,000	446,200
	61	225,600	278,000	324,600	364,700	380,700	406,400	446,700
	62	226,600	279,000	325,600	365,300	381,400	406,900	
	63	227,400	279,900	326,400	365,900	382,100	407,500	
	64	228,300	280,900	327,400	366,600	382,700	408,100	
	65	229,000	281,500	328,100	367,000	383,000	408,400	
	66	229,800	282,400	328,800	367,600	383,700	408,800	
	67	230,700	283,300	329,600	368,200	384,200	409,200	
	68	231,700	284,200	330,400	368,900	384,800	409,600	
	69	232,300	284,800	331,100	369,300	385,200	410,000	
	70	233,100	285,600	331,800	370,000	385,800	410,300	
	71	233,700	286,400	332,400	370,500	386,300	410,600	
	72	234,500	287,200	333,100	371,100	386,900	411,100	
	73	235,300	288,000	333,600	371,500	387,200	411,500	
	74	236,000	288,500	334,200	372,200	387,800	411,900	
	75	236,700	289,000	334,700	372,700	388,300	412,400	
	76	237,300	289,400	335,300	373,300	388,800	412,800	
	77	238,000	289,600	335,600	373,600	389,000	413,100	
	78	238,800	290,000	336,000	374,100	389,400		
	79	239,600	290,200	336,500	374,700	389,800		
	80	240,300	290,600	336,900	375,300	390,100		
	81	240,800	290,800	337,300	375,800	390,300		
	82	241,500	291,100	337,700	376,300	390,600		
	83	242,200	291,500	338,100	376,800	391,000		
	84	242,900	291,900	338,600	377,100	391,300		
	85	243,500	292,100	339,000	377,500	391,500		
	86	244,200	292,500	339,500	377,800	391,800		
	87	244,900	292,800	340,000	378,200	392,100		
	88	245,600	293,200	340,400	378,600	392,400		
	89	246,100	293,500	340,700	379,100	392,600		
	90	246,600	293,900	341,200	379,400	392,900		
	91	246,900	294,100	341,500	379,700	393,200		
	92	247,300	294,500	341,900	380,000	393,500		
	93	247,500	294,700	342,100	380,200	393,700		
	94		295,000	342,600	380,500			
	95		295,300	343,000	380,800			
	96		295,700	343,500	381,100			
	97		295,900	343,700	381,300			
	98		296,200	344,100	381,600			
	99	296,400	344,600	381,900				
	100	296,800	345,100	382,200				
	101	297,000	345,300	382,400				
	102	297,400	345,700					
	103	297,800	345,900					
	104	298,100	346,300					
	105	298,300	346,700					
	106	298,600	347,100					
	107	298,800	347,500					
	108	299,200	347,900					
	109	299,400	348,300					
	110	299,800	348,700					
	111	300,000	349,100					
	112	300,400	349,500					
	113	300,600	349,900					
	114	301,000						
	115	301,300						
	116	301,700						

	117		301,900							
	118		302,200							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,000							
	122		303,200							
	123		303,500							
	124		303,800							
	125		304,100							
再任用職員		184,300	211,200	254,800	274,600	289,700	315,200	356,900	390,500	441,600

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	247,800	333,300	398,100	471,700
	2	250,300	336,300	401,000	474,000
	3	252,800	339,300	403,900	476,200
	4	255,300	342,200	406,700	478,500
	5	257,600	345,000	409,300	480,700
	6	261,400	348,200	412,000	482,900
	7	265,200	351,300	414,800	485,100
	8	269,000	354,500	417,500	487,300
	9	272,600	357,200	419,600	489,400
	10	276,600	360,200	422,300	491,500
	11	280,600	363,300	424,900	493,600
	12	284,600	366,500	427,600	495,700
	13	288,500	369,400	429,900	497,800
	14	292,500	373,000	432,400	499,900
	15	296,500	376,300	434,900	502,000
	16	300,500	380,000	437,400	504,100
	17	304,200	383,400	439,300	506,100
	18	307,800	386,200	441,700	508,100
	19	311,300	389,000	444,000	510,000
	20	314,900	391,600	446,400	512,000
	21	318,400	394,400	448,100	513,700
	22	322,100	397,000	450,500	515,600
	23	325,700	399,600	452,800	517,500
	24	329,100	402,100	455,200	519,400
	25	332,600	404,100	457,200	521,100
	26	335,400	406,400	459,500	522,800
	27	338,000	408,600	461,700	524,600
	28	340,700	410,900	464,000	526,400
	29	343,400	413,100	466,100	528,100
	30	345,600	415,200	468,400	529,900
	31	347,900	417,200	470,700	531,700
	32	350,300	419,300	473,000	533,500
	33	352,400	421,200	474,900	535,200
	34	354,900	423,100	477,000	537,000
	35	357,100	424,900	479,100	538,800
	36	359,600	426,900	481,200	540,600
	37	361,700	428,700	483,300	542,200
	38	364,100	430,700	485,100	543,800
	39	366,500	432,600	486,900	545,400
	40	368,700	434,600	488,700	547,000
	41	370,900	436,400	490,300	548,500
	42	372,400	438,200	492,100	549,900
	43	373,900	439,900	493,800	551,300
	44	375,200	441,700	495,600	552,700
	45	376,500	443,500	497,100	553,800
	46	377,900	445,300	498,900	554,800
	47	379,400	447,100	500,700	555,800
	48	380,900	448,900	502,500	556,800
	49	382,000	450,600	504,000	557,800
	50	383,000	452,400	505,300	558,700
	51	383,900	454,200	506,600	559,600
	52	384,800	456,000	507,900	560,500
	53	385,600	457,900	509,000	561,300
	54	386,500	459,100	510,300	562,200
	55	387,200	460,300	511,600	563,100
56	388,100	461,500	512,900	564,000	

57	388,800	462,600	514,100	564,800
58	389,700	463,600	515,000	565,700
59	390,500	464,500	515,900	566,600
60	391,400	465,500	516,800	567,500
61	391,900	466,300	517,600	568,400
62	392,400	467,000	518,500	569,300
63	392,900	467,700	519,400	570,200
64	393,400	468,400	520,300	571,100
65	393,600	469,000	521,100	572,000
66		469,700	522,000	
67		470,400	522,900	
68		471,100	523,800	
69		471,400	524,600	
70		472,100	525,500	
71		472,800	526,400	
72		473,500	527,300	
73		474,000	528,000	
74		474,700	528,900	
75		475,400	529,700	
76		476,100	530,600	
77		476,500	531,300	
78		477,100	532,200	
79		477,700	533,000	
80		478,300	533,900	
81		478,800	534,600	
82		479,400	535,500	
83		480,000	536,400	
84		480,600	537,300	
85		481,000	538,000	
86		481,600	538,900	
87		482,200	539,800	
88		482,800	540,700	
89		483,200	541,500	
90		483,800		
91		484,400		
92		485,000		
93		485,400		
94		486,000		
95		486,600		
96		487,200		
97		487,600		
再任用職員	296,500	339,000	393,500	466,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,800	186,900	222,100	248,100	279,900	326,800	370,700	437,100
	2	150,200	188,500	223,700	249,400	281,900	328,800	373,400	439,600
	3	151,600	190,100	225,300	250,600	284,000	331,000	376,000	442,100
	4	153,000	191,700	226,900	252,000	286,000	333,100	378,700	444,700
	5	154,300	193,200	228,300	253,100	288,100	335,000	381,000	447,200
	6	156,100	194,700	229,900	254,300	290,200	337,200	383,700	449,800
	7	157,800	196,300	231,400	255,500	292,400	339,200	386,300	452,300
	8	159,500	197,900	233,000	256,700	294,500	341,400	389,000	454,800
	9	161,200	199,500	234,200	257,900	296,400	343,100	391,200	457,200
	10	162,900	201,100	235,700	259,000	298,600	345,300	393,600	459,700
	11	164,600	202,700	237,100	260,000	300,700	347,300	395,800	462,100
	12	166,400	204,400	238,400	261,100	302,900	349,500	398,300	464,500
	13	168,000	205,900	239,900	262,300	304,900	351,000	400,200	467,000
	14	169,900	207,500	241,400	263,800	306,900	353,000	402,300	468,500
	15	171,900	209,000	242,600	265,400	308,900	354,900	404,400	469,800
	16	173,800	210,600	244,000	266,900	311,000	356,800	406,600	471,200
	17	175,700	212,000	244,800	268,300	312,900	358,500	408,400	472,500
	18	177,600	213,700	246,100	270,100	314,900	360,500	410,400	473,800
	19	179,500	215,400	247,300	271,800	317,000	362,500	412,500	475,000
	20	181,400	217,100	248,500	273,600	319,000	364,600	414,500	476,200
	21	183,200	218,400	249,800	275,300	321,000	366,300	416,300	477,600
	22	184,700	219,900	250,900	277,200	322,900	368,400	417,700	478,900
	23	186,200	221,300	251,900	279,000	324,800	370,400	419,300	480,300
	24	187,700	222,800	253,000	280,700	326,800	372,500	420,900	481,600
	25	189,200	224,200	254,200	282,500	328,400	374,100	422,200	482,900
	26	190,600	225,600	255,600	284,300	330,400	375,900	423,400	484,200
	27	192,100	226,900	257,000	286,100	332,300	377,700	424,700	485,500
	28	193,600	228,200	258,500	288,000	334,300	379,500	426,000	486,800
	29	195,100	229,500	259,800	289,800	335,800	381,100	427,300	488,100
	30	196,300	230,900	261,400	291,500	337,500	382,800	428,600	489,200
	31	197,600	232,400	263,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,300
	32	198,900	233,800	264,700	295,200	341,100	386,300	431,000	491,500
	33	200,200	234,900	266,100	296,800	342,500	387,700	432,000	492,700
	34	201,600	236,200	267,800	298,600	344,400	388,800	433,300	493,600
	35	202,900	237,200	269,600	300,300	346,200	390,100	434,500	494,500
	36	204,300	238,500	271,200	302,100	348,100	391,400	435,700	495,500
	37	205,400	239,900	272,800	303,500	349,800	392,500	437,000	496,500
	38	206,700	241,200	274,500	305,100	351,400	393,500	437,800	
	39	208,000	242,300	276,100	306,600	353,100	394,600	438,500	
	40	209,300	243,600	277,700	308,200	354,800	395,800	439,300	
	41	210,400	244,900	279,200	309,900	356,000	396,800	439,700	
	42	211,600	246,100	280,800	311,600	357,300	397,500	440,300	
	43	212,800	247,300	282,500	313,200	358,500	398,100	440,800	
	44	214,000	248,400	284,200	314,900	359,800	398,900	441,400	
	45	215,200	249,400	285,600	315,900	360,700	399,400	441,800	
	46	216,300	250,800	287,300	317,400	361,900	400,000	442,200	
	47	217,300	252,300	289,000	318,800	363,100	400,600	442,700	
	48	218,400	253,600	290,600	320,400	364,300	401,200	443,200	
	49	219,300	255,100	291,800	321,600	365,200	401,700	443,500	
	50	220,300	256,500	293,400	322,800	366,100	402,200	443,900	
	51	221,300	257,800	294,700	324,100	367,100	402,900	444,500	
	52	222,300	259,100	296,300	325,400	368,100	403,500	445,000	
	53	222,700	260,300	297,600	326,500	368,900	404,100	445,300	
	54	223,600	261,600	299,000	327,400	369,700	404,700		
	55	224,300	263,000	300,500	328,500	370,600	405,400		
	56	225,200	264,300	302,000	329,600	371,500	406,000		

再任
用職
員以
外の
職員

57	225,900	265,200	303,100	330,100	372,300	406,300			
58	226,800	266,400	304,300	331,100	372,900	406,800			
59	227,500	267,700	305,600	331,900	373,700	407,200			
60	228,300	269,000	307,000	332,900	374,400	407,600			
61	229,200	269,900	308,000	333,600	374,900	407,900			
62	230,100	271,100	309,200	334,300	375,600	408,200			
63	231,000	272,400	310,500	335,000	376,300	408,700			
64	232,000	273,700	311,800	335,700	376,900	409,200			
65	232,500	274,600	313,100	336,200	377,200	409,500			
66	233,300	275,600	313,900	336,700	377,900				
67	234,100	276,500	314,700	337,400	378,600				
68	234,900	277,600	315,500	338,100	379,200				
69	235,600	278,600	316,100	338,700	379,600				
70	236,300	279,600	316,900	339,300	380,100				
71	237,000	280,700	317,500	339,900	380,700				
72	237,600	281,800	318,300	340,500	381,200				
73	238,300	282,400	319,000	340,900	381,700				
74	239,100	283,100	319,600	341,300	382,200				
75	239,900	283,800	320,200	341,800	382,700				
76	240,600	284,500	320,800	342,400	383,300				
77	241,000	285,000	321,300	342,800	383,800				
78	241,600	285,600	321,700	343,300	384,300				
79	242,200	286,200	322,100	343,800	384,800				
80	242,800	286,800	322,600	344,200	385,300				
81	243,100	287,500	323,200	344,500	385,700				
82	243,500	288,000	323,700	344,900	386,200				
83	243,900	288,500	324,200	345,300	386,600				
84	244,200	289,000	324,700	345,600	387,100				
85	244,500	289,200	325,100	346,100	387,500				
86		289,400	325,400	346,400					
87		289,600	325,700	346,700					
88		289,900	326,100	347,000					
89		290,100	326,500	347,300					
90		290,400	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		291,000	327,500	348,400					
93		291,300	327,800	348,700					
94		291,500	328,100	349,100					
95		291,800	328,500	349,500					
96		292,100	328,900	349,800					
97		292,400	329,100	350,000					
98		292,700	329,400	350,400					
99		293,000	329,700	350,800					
100		293,300	330,000	351,200					
101		293,600	330,200	351,600					
102		293,800	330,500	352,000					
103		294,100	330,700	352,400					
104		294,400	331,000	352,800					
105		294,600	331,200	353,300					
106			331,600						
107			331,800						
108			332,100						
109			332,300						
110			332,700						
111			333,000						
112			333,300						
113			333,500						
再任用職員		185,200	211,300	243,200	256,500	282,100	323,000	365,100	427,100

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,700	190,200	238,300	261,200	286,100	329,900	373,700
	2	164,100	192,300	240,100	262,200	288,000	332,100	376,400
	3	165,600	194,400	241,900	263,100	289,800	334,100	379,000
	4	167,000	196,500	243,700	264,200	291,700	336,300	381,700
	5	168,500	198,600	245,100	264,900	293,300	338,200	383,900
	6	170,000	201,000	246,500	265,900	295,100	340,400	386,300
	7	171,500	203,300	247,700	266,800	296,900	342,400	388,700
	8	173,000	205,600	249,000	267,800	298,700	344,600	391,000
	9	174,300	208,000	250,200	268,900	300,400	346,100	393,000
	10	176,000	209,400	251,200	269,700	302,300	348,000	395,200
	11	177,600	210,800	252,100	270,800	304,200	349,900	397,600
	12	179,200	212,100	253,100	272,000	306,000	351,800	399,800
	13	180,700	213,500	254,200	273,200	307,600	353,700	402,000
	14	182,700	214,900	255,400	274,500	309,200	355,700	404,100
	15	184,700	216,400	256,200	275,700	311,000	357,800	406,300
	16	186,700	217,700	257,200	277,100	312,800	359,900	408,500
	17	188,900	219,100	257,700	278,100	314,200	361,800	410,500
	18	191,000	220,600	258,800	279,600	315,900	363,900	412,400
	19	193,100	222,100	259,800	281,000	317,600	365,900	414,600
	20	195,200	223,600	260,700	282,300	319,200	368,000	416,700
	21	197,300	224,800	261,300	283,800	320,700	369,900	418,400
	22	199,500	226,500	262,600	285,400	322,300	372,000	420,300
	23	201,700	228,200	263,500	287,000	323,700	374,100	422,100
	24	203,900	229,900	264,500	288,500	325,300	376,100	424,000
	25	206,000	231,100	265,600	289,600	326,600	377,900	425,800
	26	207,300	232,800	266,800	291,400	328,000	379,800	427,400
	27	208,600	234,500	268,000	293,100	329,600	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	269,200	294,900	331,200	383,700	430,600
	29	211,100	237,800	270,400	296,100	332,300	385,400	431,700
	30	212,200	239,200	272,000	297,700	333,800	387,200	433,200
	31	213,500	240,500	273,500	299,400	335,300	389,000	434,800
	32	214,800	241,600	275,000	301,000	336,700	390,900	436,200
	33	216,000	242,900	276,400	302,200	338,100	392,600	437,900
	34	217,300	244,000	277,900	303,800	339,700	394,200	439,500
	35	218,600	244,800	279,300	305,300	341,300	396,000	441,000
	36	219,900	246,000	280,700	306,900	342,800	397,700	442,500
	37	221,100	247,000	282,100	308,200	344,400	399,400	443,800
	38	222,500	248,200	283,600	309,700	346,000	401,100	445,100
	39	223,800	249,100	285,000	311,100	347,500	402,800	446,400
	40	225,200	250,200	286,400	312,700	349,100	404,500	447,600
	41	226,100	250,600	287,800	314,000	350,400	406,000	448,700
	42	227,500	251,600	289,300	315,500	351,900	407,500	449,500
	43	228,900	252,500	290,800	317,000	353,400	409,100	450,300
	44	230,300	253,400	292,400	318,400	355,000	410,500	451,100
	45	231,500	254,100	293,500	319,400	356,300	411,800	451,800
	46	232,900	255,200	294,900	320,800	357,800	413,200	452,400
	47	234,200	256,100	296,400	322,200	359,300	414,800	453,100
	48	235,500	257,100	297,900	323,600	360,500	416,200	453,900
	49	236,600	258,300	299,000	324,600	361,800	417,800	454,700
	50	237,700	259,300	300,300	326,000	363,200	419,400	455,200
	51	238,700	260,400	301,500	327,200	364,600	420,900	455,800
	52	239,800	261,600	302,900	328,600	365,900	422,400	456,400
	53	240,800	262,700	304,100	330,000	367,400	423,600	457,100
	54	241,900	264,300	305,500	331,400	368,600	425,000	457,900
	55	242,900	265,800	306,900	332,700	369,700	426,300	458,700
	56	243,900	267,200	308,200	334,100	370,800	427,700	459,500

	57	244,600	268,500	309,100	335,000	372,000	428,800	460,400
	58	245,600	270,100	310,400	336,400	373,000	429,500	
	59	246,300	271,600	311,700	337,600	374,000	430,200	
	60	247,300	273,100	313,000	339,000	374,900	430,900	
	61	248,200	274,500	313,900	340,100	375,600	431,400	
	62	249,200	276,000	315,200	341,300	376,400	432,100	
	63	250,000	277,400	316,500	342,600	377,100	432,800	
	64	251,000	278,800	317,700	343,800	377,800	433,500	
	65	251,900	280,200	319,000	344,800	378,500	434,000	
	66	252,900	281,600	320,300	345,900	379,100	434,500	
	67	254,000	283,100	321,600	347,100	379,900	434,900	
	68	254,900	284,600	322,800	348,300	380,600	435,300	
	69	255,600	285,500	323,600	349,300	381,300	435,700	
	70	256,800	287,000	324,800	350,400	382,000		
	71	257,900	288,500	325,900	351,300	382,700		
	72	259,000	289,900	326,900	352,300	383,400		
	73	260,300	290,900	328,100	353,100	383,900		
	74	261,600	292,300	329,200	354,200	384,400		
	75	262,800	293,500	330,400	355,200	384,900		
	76	264,000	294,800	331,400	356,300	385,500		
	77	265,000	296,100	332,400	357,100	385,900		
	78	266,200	297,400	333,600	357,900	386,500		
	79	267,400	298,700	334,800	358,700	387,000		
	80	268,600	299,900	336,000	359,400	387,500		
	81	269,500	300,500	337,000	359,900	387,700		
	82	270,600	301,700	338,100	360,400	388,200		
	83	271,600	302,900	339,100	361,000	388,700		
	84	272,700	304,100	340,100	361,500	389,200		
	85	273,300	304,900	340,900	362,200	389,500		
	86	274,400	306,100	341,900	362,800	389,700		
	87	275,400	307,300	342,900	363,300	390,000		
	88	276,500	308,400	343,900	363,900	390,400		
	89	277,300	309,700	344,900	364,200	390,600		
	90	278,300	310,900	345,600	364,600	391,000		
	91	279,100	312,100	346,400	365,100	391,300		
	92	280,000	313,200	347,100	365,700	391,900		
	93	280,800	314,200	347,800	366,000	392,400		
	94	281,800	315,000	348,400	366,500			
	95	282,800	315,700	349,100	367,000			
	96	283,800	316,500	349,700	367,400			
	97	284,300	317,000	350,100	367,800			
	98	285,100	317,600	350,600	368,300			
	99	285,900	318,300	351,000	368,800			
	100	286,800	318,900	351,500	369,200			
	101	287,300	319,300	351,900	369,700			
	102	288,100	319,900	352,300	370,200			
	103	288,800	320,500	352,800	370,700			
	104	289,600	321,100	353,300	371,200			
	105	290,300	321,400	353,700	371,700			
	106	290,800	321,800	354,200	372,200			
	107	291,300	322,300	354,600	372,700			
	108	291,800	322,700	354,900	373,200			
	109	292,100	323,100	355,200	373,700			
	110	292,500	323,500	355,700	374,100			
	111	292,800	323,800	356,200	374,600			
	112	293,200	324,200	356,700	375,100			
	113	293,300	324,500	357,200	375,700			
	114	293,700	324,900	357,600				
	115	294,100	325,300	358,100				
	116	294,400	325,500	358,500				

再任
用職
員以
外の
職員

	117	294,600	325,700	358,800				
	118	295,000	326,100	359,300				
	119	295,400	326,500	359,700				
	120	295,800	326,700	360,200				
	121	296,100	326,900	360,600				
	122	296,500	327,300	361,100				
	123	296,800	327,600	361,600				
	124	297,000	327,900	362,100				
	125	297,200	328,100	362,500				
	126	297,600	328,500					
	127	297,800	328,900					
	128	298,200	329,200					
	129	298,400	329,400					
	130	298,800	329,700					
	131	299,100	330,100					
	132	299,300	330,300					
	133	299,500	330,500					
	134	299,900	330,900					
	135	300,300	331,200					
	136	300,600	331,600					
	137	300,800	331,800					
	138	301,200	332,200					
	139	301,600	332,600					
	140	301,900	333,000					
	141	302,100	333,200					
	142	302,400	333,600					
	143	302,700	334,000					
	144	303,000	334,400					
	145	303,200	334,700					
	146	303,600	335,100					
	147	303,900	335,500					
	148	304,200	335,800					
	149	304,400	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	304,900	336,900					
	152	305,200	337,300					
	153	305,500	337,600					
	154	305,800						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,200						
	160	307,500						
	161	307,900						
	162	308,200						
	163	308,500						
	164	308,800						
	165	309,200						
	166	309,500						
	167	309,800						
	168	310,100						
	169	310,500						
再任用職員		230,700	255,000	262,300	272,400	289,100	326,400	371,100

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円							
	1	167,700	183,500	209,900	249,500	293,000	319,300	347,500	381,700
	2	169,400	185,200	211,900	251,300	295,000	321,500	349,700	383,900
	3	171,100	187,000	213,900	253,100	297,100	323,800	352,000	385,800
	4	172,800	188,800	215,900	254,900	299,400	325,900	354,200	388,000
	5	174,400	190,700	217,900	256,600	301,200	328,100	356,200	389,600
	6	176,300	193,000	219,700	258,400	303,200	330,200	358,400	391,600
	7	178,100	195,300	221,700	260,000	305,300	332,500	360,500	393,500
	8	180,000	197,600	223,600	261,700	307,600	334,600	362,700	395,300
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,500	336,500	364,300	396,800
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,700	338,700	366,500	398,700
	11	185,100	204,900	229,300	266,100	314,000	341,000	368,500	400,800
	12	186,800	207,400	231,100	267,500	316,100	343,200	370,700	402,900
	13	188,700	209,700	232,900	269,000	318,100	345,100	372,300	404,500
	14	190,800	211,500	234,800	270,400	320,300	347,300	374,500	406,600
	15	192,900	213,300	236,700	271,400	322,600	349,400	376,400	408,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,700	324,700	351,600	378,600	410,700
	17	197,200	217,000	240,100	273,500	326,600	353,500	380,200	412,400
	18	199,600	218,700	241,900	274,900	328,800	355,600	382,200	414,200
	19	202,000	220,600	243,700	276,300	331,000	357,500	384,200	416,000
	20	204,400	222,400	245,500	277,700	333,200	359,600	386,100	417,800
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,000	361,200	387,700	419,300
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,200	389,700	420,900
	23	210,400	227,700	249,700	281,400	339,100	365,100	391,800	422,500
	24	212,200	229,500	251,000	282,800	341,200	367,100	393,900	424,100
	25	214,100	231,100	252,400	284,000	343,100	368,900	395,500	425,500
	26	215,800	232,800	253,600	285,900	345,200	370,900	397,600	427,000
	27	217,600	234,500	255,000	288,000	347,100	372,900	399,600	428,500
	28	219,300	236,200	256,200	290,100	349,200	374,900	401,700	430,100
	29	221,200	237,500	257,300	292,000	350,900	376,700	403,200	431,200
	30	223,000	239,300	258,400	294,000	352,900	378,800	405,000	432,800
	31	224,800	241,100	259,600	295,800	354,800	380,800	406,800	434,500
	32	226,600	242,900	260,700	297,700	356,800	382,900	408,500	436,100
	33	228,200	244,200	261,300	299,400	358,300	384,600	410,300	437,300
	34	229,900	245,700	262,400	301,200	360,400	386,700	411,900	438,900
	35	231,600	247,000	263,500	303,000	362,300	388,800	413,500	440,600
	36	233,300	248,400	264,700	304,800	364,400	390,700	415,100	442,100
	37	234,600	249,800	265,600	306,700	366,000	392,300	416,500	443,600
	38	236,400	251,100	266,800	308,500	368,100	393,800	417,900	444,400
	39	238,200	252,400	267,700	310,400	370,100	395,200	419,300	445,100
	40	240,000	253,600	268,700	312,100	372,200	396,700	420,800	445,800
	41	241,300	254,700	269,900	313,800	374,100	398,000	422,100	446,200
	42	242,700	255,900	271,200	315,600	376,100	399,100	423,400	446,800
	43	244,000	257,000	272,700	317,500	378,200	400,300	424,700	447,500
	44	245,200	258,100	273,900	319,300	380,200	401,500	425,900	448,100
	45	246,600	258,800	274,900	321,000	381,800	402,600	427,000	448,900
	46	247,700	259,800	276,400	322,900	383,600	403,700	427,700	449,600
	47	248,800	260,900	278,000	324,700	385,200	404,800	428,500	450,100
	48	249,700	262,100	279,500	326,600	386,900	406,000	429,200	450,700
	49	250,500	263,000	281,100	328,000	388,500	407,200	429,700	451,200
	50	251,600	264,200	282,700	329,500	389,600	407,900	430,400	451,800
	51	252,700	265,100	284,400	331,000	390,800	408,700	431,000	452,200
	52	253,900	266,200	285,900	332,600	391,900	409,500	431,700	452,800
	53	254,600	267,300	287,500	334,100	393,000	410,100	432,100	453,300
	54	255,700	268,500	289,300	335,900	394,100	410,800	432,700	453,800
	55	256,600	270,000	291,000	337,400	395,200	411,400	433,400	454,300
	56	257,800	271,200	292,700	339,200	396,400	412,000	434,000	454,800

	57	258,800	272,100	294,100	340,200	397,600	412,500	434,600	455,200
	58	259,800	273,700	295,800	341,800	398,300	413,000	435,300	455,500
	59	260,600	275,200	297,600	343,500	399,100	413,600	435,900	455,900
	60	261,600	276,700	299,400	345,200	399,900	414,200	436,500	456,300
	61	262,700	278,200	300,700	346,600	400,500	414,600	436,900	456,700
	62	263,700	279,700	302,500	348,300	401,200	415,100	437,400	
	63	264,800	281,200	304,300	350,000	401,800	415,700	437,800	
	64	265,700	282,700	306,000	351,600	402,500	416,100	438,200	
	65	266,800	284,100	307,300	353,200	402,800	416,600	438,800	
	66	267,900	285,600	308,900	354,800	403,400	417,100	439,100	
	67	269,200	287,000	310,400	356,300	404,100	417,600	439,500	
	68	270,300	288,400	312,100	357,900	404,800	418,100	439,900	
	69	271,400	289,900	313,300	359,200	405,200	418,500	440,300	
	70	272,800	291,400	314,800	360,600	405,700	419,000	440,600	
	71	274,100	293,000	316,100	361,900	406,300	419,300	440,900	
	72	275,400	294,600	317,600	363,400	406,700	419,700	441,300	
	73	276,600	295,600	318,300	364,600	407,000	420,100	441,800	
	74	278,000	297,100	320,000	366,000	407,500	420,500	442,200	
	75	279,300	298,600	321,700	367,400	408,100	421,000	442,600	
	76	280,600	300,000	323,300	368,800	408,600	421,400	442,900	
	77	281,600	301,000	324,800	370,000	408,900	421,600	443,300	
	78	282,800	302,500	326,500	371,200	409,500	421,900		
	79	283,900	303,800	328,000	372,400	409,900	422,300		
	80	285,000	305,200	329,700	373,500	410,300	422,600		
	81	285,900	306,400	331,400	374,600	410,700	422,900		
	82	287,200	307,800	333,000	375,800	411,300	423,200		
	83	288,500	308,900	334,700	377,000	411,700	423,500		
	84	289,800	310,300	336,400	378,200	412,200	423,700		
	85	290,900	311,200	337,900	379,300	412,400	423,900		
	86	292,100	312,700	339,400	379,900	412,800			
	87	293,000	314,100	340,900	380,500	413,200			
	88	294,100	315,600	342,400	381,100	413,700			
	89	295,100	316,800	343,700	381,700	414,100			
	90	296,300	318,200	345,200	382,300	414,500			
	91	297,500	319,700	346,500	382,900	414,900			
	92	298,700	321,200	348,000	383,500	415,300			
	93	299,100	322,400	349,300	383,800	415,600			
	94	300,400	323,800	350,700	384,300				
	95	301,700	325,200	352,200	384,800				
	96	303,000	326,600	353,600	385,300				
	97	303,700	327,700	355,000	385,500				
	98	304,900	329,100	356,100	386,100				
	99	306,100	330,400	357,200	386,700				
	100	307,300	331,700	358,400	387,200				
	101	308,400	333,000	359,500	387,400				
	102	309,500	334,300	360,500	388,000				
	103	310,600	335,500	361,700	388,500				
	104	311,700	336,700	362,900	389,000				
	105	312,600	337,700	364,000	389,300				
	106	313,200	338,800	364,600	389,800				
	107	313,800	339,900	365,100	390,100				
	108	314,500	340,800	365,700	390,500				
	109	314,900	342,000	366,300	390,700				
	110	315,600	343,000	366,800	391,100				
	111	316,200	344,000	367,400	391,500				
	112	316,900	345,000	367,900	391,800				
	113	317,500	345,800	368,300	392,000				
	114	318,300	346,800	368,900	392,400				
	115	319,100	347,800	369,300	392,800				
	116	319,800	348,800	369,800	393,200				

再任
用職
員以
外の
職員

117	320,300	349,700	370,200	393,400				
118	321,100	350,300	370,800	393,700				
119	321,800	350,800	371,300	394,000				
120	322,600	351,400	371,800	394,300				
121	323,200	351,800	372,200	394,600				
122	323,700	352,200	372,700	394,900				
123	324,100	352,700	373,200	395,300				
124	324,600	353,100	373,700	395,800				
125	324,900	353,500	374,000	396,200				
126		354,000	374,500					
127		354,500	375,000					
128		354,800	375,500					
129		355,100	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,500	377,200					
133		356,800	377,400					
134		357,300	377,900					
135		357,700	378,300					
136		358,100	378,700					
137		358,300	379,000					
138		358,700	379,500					
139		359,100	380,000					
140		359,500	380,500					
141		359,700	380,800					
142		360,200						
143		360,700						
144		361,200						
145		361,400						
再任用職員	236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,600	207,900	253,600	274,900	319,100	362,600
	2	158,800	209,600	255,200	276,400	321,300	365,200
	3	160,000	211,400	256,600	278,000	323,600	367,600
	4	161,300	213,200	258,200	279,600	325,800	370,200
	5	162,300	214,900	259,400	281,300	327,900	372,200
	6	163,800	216,700	260,800	283,400	329,900	374,700
	7	165,200	218,500	262,100	285,500	332,100	377,100
	8	166,600	220,300	263,700	287,600	334,200	379,600
	9	167,900	222,000	264,900	289,500	336,200	381,700
	10	169,300	223,500	266,000	291,700	338,300	384,400
	11	170,700	224,900	267,200	293,900	340,400	386,900
	12	172,200	226,300	268,400	296,000	342,600	389,600
	13	173,700	227,800	269,900	297,800	344,200	392,000
	14	175,200	229,400	271,200	300,100	346,300	394,300
	15	176,700	231,000	272,900	302,200	348,200	396,500
	16	178,100	232,600	274,700	304,400	350,300	398,900
	17	179,700	234,000	276,200	306,300	352,000	400,700
	18	181,500	235,600	278,000	308,600	354,000	402,800
	19	183,200	237,100	279,800	310,800	356,000	404,600
	20	184,900	238,600	281,400	313,100	357,800	406,700
	21	186,400	239,600	283,000	314,900	359,600	408,500
	22	188,000	241,100	284,800	317,100	361,400	410,300
	23	189,700	242,400	286,500	319,200	363,400	412,300
	24	191,300	243,800	288,200	321,400	365,400	414,200
	25	192,900	245,200	290,000	323,300	367,300	416,100
	26	194,600	246,900	291,700	325,400	369,300	417,700
	27	196,400	248,400	293,500	327,500	371,200	419,200
	28	198,100	250,100	295,200	329,500	373,200	420,800
	29	199,900	251,400	296,500	331,300	374,800	422,400
	30	201,400	252,900	298,200	333,200	376,600	423,600
	31	202,900	254,200	299,800	335,200	378,300	424,900
	32	204,400	255,600	301,500	337,200	380,100	426,200
	33	205,700	256,800	303,000	338,800	381,600	427,300
	34	207,000	258,200	304,500	340,800	383,200	428,400
	35	208,300	259,300	306,100	342,600	384,700	429,700
	36	209,500	260,600	307,700	344,600	386,400	430,900
	37	210,800	261,800	309,000	346,100	388,000	432,200
	38	212,200	263,300	310,600	347,900	389,200	433,000
	39	213,600	265,000	312,000	349,800	390,300	433,800
	40	215,000	266,600	313,500	351,600	391,500	434,700
	41	216,000	267,900	314,900	353,200	392,600	435,100
	42	217,200	269,500	316,500	355,000	393,800	435,900
	43	218,300	271,100	318,000	356,700	394,800	436,600
	44	219,500	272,600	319,600	358,400	395,900	437,300
	45	220,400	274,200	320,700	360,200	396,800	437,900
	46	221,500	275,900	321,900	361,500	397,300	438,700
	47	222,400	277,500	323,000	363,000	398,000	439,300
	48	223,400	279,100	324,200	364,500	398,600	440,000
	49	224,100	280,500	325,000	365,500	399,300	440,500
	50	225,200	282,100	326,000	366,700	399,900	441,200
	51	226,300	283,600	326,900	367,800	400,500	441,600
	52	227,200	285,200	327,800	368,900	401,100	442,200
	53	227,700	286,400	328,700	369,600	401,700	442,600
	54	228,800	287,900	329,500	370,500	402,400	443,200
	55	229,600	289,400	330,300	371,300	403,100	443,800
	56	230,500	290,800	331,100	372,200	403,700	444,400
	57	231,200	292,200	331,600	373,000	404,100	444,800

	58	232,100	293,700	332,300	373,800	404,800	445,200
	59	232,900	295,100	332,900	374,500	405,400	445,700
	60	233,800	296,600	333,500	375,300	406,000	446,200
	61	234,900	297,600	333,900	376,200	406,400	446,700
	62	235,700	299,000	334,500	376,900	406,900	
	63	236,600	300,300	335,100	377,600	407,500	
	64	237,400	301,800	335,700	378,300	408,100	
	65	238,200	302,900	335,900	378,800	408,400	
	66	239,200	304,100	336,300	379,300	408,800	
	67	240,400	305,400	336,800	380,000	409,200	
	68	241,400	306,700	337,200	380,700	409,600	
	69	242,300	307,500	337,600	381,100	410,000	
	70	243,400	308,600	338,100	381,800	410,300	
	71	244,400	309,800	338,600	382,400	410,600	
	72	245,400	311,000	339,100	383,000	411,100	
	73	246,100	312,000	339,500	383,400	411,500	
	74	247,100	312,600	340,000	384,000	411,900	
	75	248,200	313,300	340,400	384,600	412,400	
	76	249,200	314,000	340,700	385,200	412,800	
	77	250,100	314,800	341,000	385,700	413,100	
	78	251,100	315,500	341,400	386,300		
	79	252,000	316,200	341,900	386,800		
	80	253,000	316,900	342,400	387,500		
	81	253,800	317,200	342,600	387,800		
	82	254,800	317,700	343,100	388,300		
	83	255,800	318,200	343,500	388,900		
	84	256,700	318,700	344,000	389,300		
	85	257,300	319,000	344,300	389,600		
	86	258,200	319,400	344,700	390,000		
	87	258,900	319,800	345,000	390,500		
	88	259,800	320,200	345,400	390,900		
	89	260,300	320,600	345,600	391,200		
	90	261,000	321,000	346,000	391,500		
	91	261,800	321,400	346,400	391,800		
	92	262,600	321,700	346,700	392,100		
	93	263,000	322,000	347,000	392,500		
	94	263,700	322,400				
	95	264,300	322,800				
	96	264,900	323,200				
	97	265,300	323,600				
	98	266,000	324,000				
	99	266,700	324,300				
	100	267,400	324,600				
	101	267,900	324,900				
	102	268,400	325,200				
	103	268,900	325,500				
	104	269,400	325,900				
	105	269,600	326,200				
	106	269,800	326,500				
	107	270,100	326,800				
	108	270,500	327,200				
	109	270,800	327,600				
	110	271,200	328,000				
	111	271,500	328,200				
	112	271,900	328,600				
	113	272,100	328,900				
	114	272,500	329,300				
	115	272,900	329,600				
	116	273,300	329,900				
	117	273,500	330,200				
	118	273,900	330,500				
	119	274,200	330,900				

再任職員以外の職員

120	274,500	331,100				
121	274,700	331,300				
122	275,100					
123	275,400					
124	275,700					
125	275,900					
126	276,300					
127	276,600					
128	276,900					
129	277,100					
130	277,500					
131	277,900					
132	278,300					
133	278,500					
134	278,800					
135	279,200					
136	279,500					
137	279,700					
138	280,000					
139	280,200					
140	280,500					
141	280,700					
142	281,000					
143	281,300					
144	281,600					
145	281,900					
146	282,200					
147	282,400					
148	282,700					
149	283,000					
150	283,300					
151	283,500					
152	283,800					
153	284,100					
再任用職員	197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

教育職俸給表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	
	50	245,100	308,800	369,600	418,100	
	51	246,300	311,300	371,500	419,700	
	52	247,800	313,600	373,500	421,200	
	53	249,000	315,800	375,300	422,900	
	54	250,200	318,000	377,100	424,400	
	55	251,600	320,100	378,900	426,000	
	56	252,700	322,300	380,600	427,600	

	57	254,000	324,200	382,100	429,100
	58	255,100	326,300	383,700	430,600
	59	256,200	328,400	385,400	431,800
	60	257,400	330,400	387,100	433,000
	61	258,700	332,500	388,300	434,200
	62	259,800	334,600	389,700	435,500
	63	261,200	336,800	391,100	436,800
	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
	70	271,100	350,800	400,400	445,200
	71	272,500	352,800	401,800	446,400
	72	273,900	354,800	403,100	447,600
	73	275,000	356,400	404,400	448,700
	74	276,400	358,300	405,800	449,300
	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
再任職員以外の職員	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900		
89	293,900	381,200	424,000		
90	295,000	382,500	425,000		
91	296,200	383,700	426,000		
92	297,400	385,000	427,000		
93	297,900	386,300	427,900		
94	298,900	387,400	428,700		
95	300,000	388,700	429,500		
96	301,200	389,900	430,300		
97	302,200	391,300	431,100		
98	303,300	392,300	431,500		
99	304,300	393,400	431,900		
100	305,400	394,400	432,300		
101	306,300	395,300	432,700		
102	307,400	396,300	433,000		
103	308,500	397,400	433,300		
104	309,500	398,500	433,600		
105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600			
111	314,300	404,400			
112	314,800	405,200			
113	315,400	405,800			
114	315,800	406,500			
115	316,300	407,200			
116	316,800	407,900			

117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700	416,500			
147	327,000	416,800			
148	327,300	417,000			
149	327,500	417,200			
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	
	53	248,200	287,300	370,100	391,400	
	54	249,600	289,700	371,600	392,700	
	55	250,800	292,000	373,100	393,800	
	56	252,000	294,500	374,600	394,900	
	57	253,200	296,500	376,100	396,300	

	58	254,400	299,000	377,500	397,500
	59	255,500	301,300	378,900	398,700
	60	256,700	304,000	380,200	400,000
	61	258,100	306,400	381,100	401,200
	62	259,100	308,800	382,300	402,200
	63	260,300	311,300	383,500	403,600
	64	261,200	313,600	384,600	404,900
	65	262,200	315,800	385,500	406,100
	66	263,600	318,000	386,700	407,200
	67	265,000	320,100	387,700	408,400
	68	266,400	322,300	388,800	409,500
	69	268,000	324,200	390,000	410,500
	70	269,500	326,300	391,000	411,700
	71	271,000	328,400	392,100	412,900
	72	272,400	330,400	393,300	414,100
	73	273,400	332,500	394,300	414,700
	74	274,600	334,600	395,400	415,500
	75	275,900	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	
	105	301,600	378,100	413,600	
	106	302,000	379,000	413,900	
	107	302,300	379,900	414,200	
	108	302,500	380,900	414,400	
	109	302,700	381,700	414,600	
	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		

再任
用職
員以
外の
職員

119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
158		405,700			
159		406,000			
160		406,200			
161		406,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別記第3

特定任期付職員

号俸	俸給月額 円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第4

第3条任期付職員

級	俸給月額 円
1	152,900
2	167,100
3	187,200
4	194,000
5	230,000
6	263,000
7	288,900
8	319,100

別記第5

第1号任期付研究員

号俸	俸給月額 円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

別記第6

第2号任期付研究員

号俸	俸給月額 円
1	330,000
2	366,000
3	394,000